

白河市自主防災組織補助金交付要綱

平成21年白河市告示第142号

改正

令和4年8月22日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の結成を推進し、地域における防災体制の確立及び防災意識の高揚を図るため、自主防災組織に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、町内会その他これに準ずる団体が、市民の生命及び財産を自らの手で守るという自助・共助の精神に基づき、地域の防災対策のために自主的に結成された組織で、その組織及び運営に係る規約又は会則を有するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、自主防災組織の活動及び防災資機材等の整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）を対象に交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金は、一つの自主防災組織につき1回限り、10万円を限度に交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項第3号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の規約又は会則
- (2) 自主防災組織の編制図

(実績報告)

第6条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書を提出する場合は、収支決算書及び補助対象経費に係る領収書の写しを添付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。